

【受託候補者の選定方法、結果の通知方法、通知時期、公表について】

1 選定方法

提出書類を基に、最も高い評価を得た提案を行った者を、受託候補者として選定します。

※ 必要があればプレゼンテーションを実施します。

2 評価基準

審査は、次頁の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。このうち、第1順位の提案を行った応募者を受託候補者として選定します。ただし、同点の場合は、市内中小企業に該当するものを上位とします。なお、応募事業者が1事業者のみの場合で、各項目の合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しません。

(評価基準について)

評価項目	評価のポイント
提案内容（50点）	<ul style="list-style-type: none">・ 業務内容を十分に理解したうえでの的確な企画提案であるか。・ 提案書の内容が、独創的で有益な企画提案であるか。・ 提案書の内容が、実現性の高いものであるか。・ 京都市政について十分理解したうえでの企画提案か。
資料作成能力 （10点）	<ul style="list-style-type: none">・ 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。
実施体制（15点）	<ul style="list-style-type: none">・ 仕様書（提案用）に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。
業務実績（10点）	<ul style="list-style-type: none">・ これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。
見積金額 （10点）	<ul style="list-style-type: none">・ $10 \text{ 点} \times (\text{全受託希望者の中の最低提案価格}) / (\text{受託希望者の提案価格})$。※小数点以下は四捨五入する。
市内の中小企業 （5点）	<p>本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。</p> <p>※該当する場合は5点</p>

3 審査員

総合企画局プロジェクト推進室長

総合企画局プロジェクト推進第二課長

総合企画局総合政策室政策総務課長

4 選定結果の通知，公表

選定結果については，令和元年7月上旬頃，書面により提案者へ通知します。提案者へ通知後，受託候補者，その他の提案者及び評価点について，公表します。

5 選定されなかった理由の説明

選定されなかった場合は，その理由について，4の通知を受領した日から休日を除く7日以内に，書面を提出することにより説明を求めることができます。

回答は，説明を求めることができる最終日から起算して休日を除く7日以内に，書面により回答します。